

議員提出意見書案第3号

被災児童生徒就学支援等事業の継続及び被災児童生徒の十分な就学支援を求める
意見書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則(平成28年須賀川市議会規則第1号)第14条第2項の規定により提出します。

平成29年6月22日

教育福祉常任委員長 生田 目 進

須賀川市議会議長 広瀬 吉彦 様

被災児童生徒就学支援等事業の継続及び被災児童生徒の十分な就学支援を求める 意見書

東日本大震災から6年が経過し、平成23年度に創設された被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金は、被災児童生徒就学支援等事業交付金となって3年目を迎え、被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能している。

この事業を通して、幼稚園児の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助、通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保に係る経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料等免除等が実施されている。学校現場からも本事業の継続を強く望む声が届いている。

本事業の対象家庭は、全国47都道府県全てに上っている。福島県では、平成28年10月時点で約2万人もの子どもたちが県内外で避難生活を送っている。

また、福島県だけでなく、宮城県、岩手県等広範囲の被災地でも被災した多くの子どもの就学支援が行われている。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、今後も継続した支援が必要である。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはならない。

被災児童生徒就学支援等事業による就学支援は、非常に重要であるが、事業に係る予算措置は、単年度のため、今後、本事業が終了、若しくは、規模が縮小されることになれば、自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧される。平成30年度以降も本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要がある。

このような理由から、下記の事項について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成30年度以降も全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続及び十分な就学支援に必要な予算措置を行うこと。

平成29年6月 日

福島県須賀川市議会議長 広瀬吉彦

復興大臣

文部科学大臣 宛

総務大臣

財務大臣